

○島田市就学支援委員会規則

平成17年5月5日

教育委員会規則第13号

(設置)

第1条 障害のある幼児、児童及び生徒に関し適正な就学指導及び支援を行うため、島田市就学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(平27教委規則4・一部改正)

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 障害のある幼児、児童及び生徒の判断並びに就学指導及び支援（以下この条において「判断等」という。）に関する事。
- (2) 判断等に必要な調査及び資料収集に関する事。
- (3) 判断等に必要な市内の幼稚園、保育所、小学校又は中学校（以下「学校等」という。）との連絡調整に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害のある幼児、児童及び生徒の教育振興に関する事。

(平27教委規則4・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから島田市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学指導及び支援に関する専門的知識を有する者
- (2) 心理学の専門的知識を有する者
- (3) 医師
- (4) 教育職員

(平27教委規則4・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

4 委員会は、会議に必要があるときは、障害のある幼児、児童又は生徒に係る学校等の教育職員を出席させることができる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後、最初に第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成27年3月6日教委規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。